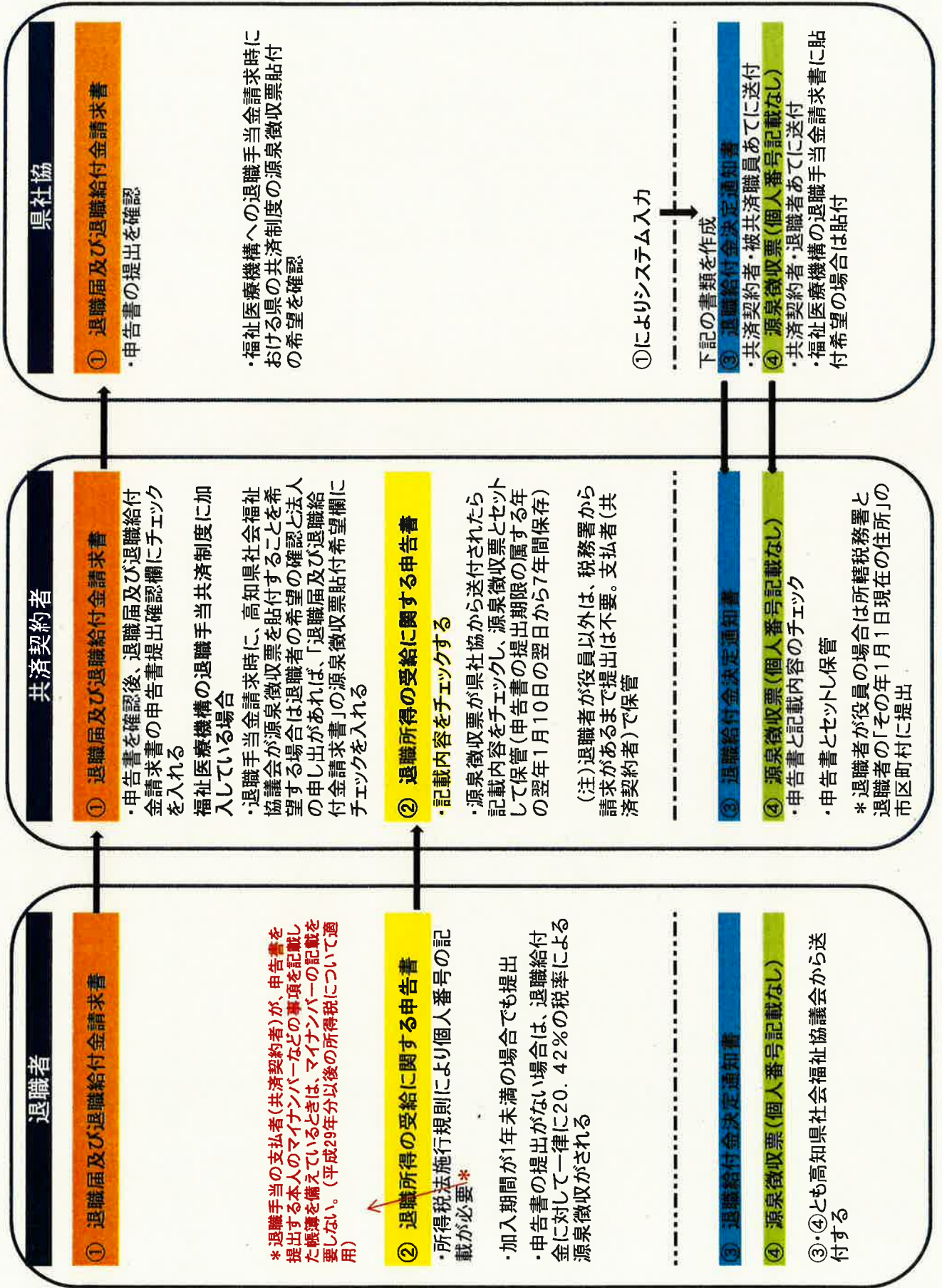


そ の 他

資料名	頁
マイナンバー制度施行後の退職給付金請求手続き	87
退職（遺族）給付金決定通知書の見方	88
高知県社会福祉協議会ホームページのご案内	89

マイナンバー制度施行後の退職給付金請求手続き



退職(遺族)給付金決定通知書の見方

様式第3号-(3)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

退職(遺族)給付金決定通知書(共済契約者用)

次のとおり、退職(遺族)給付金を決定しましたので通知します。

契約者番号
施設番号

殿

社会福祉法人高知県社会福祉協議会

銀行名	ブラザ銀行	
支店名	朝倉	
口座番号	当座・普通	No. 1122334
フリガナ	フクシタロウ	
口座名義	福祉太郎	

送金予定日
平成28年12月20日

内 訳	被共済職員番号		被共済職員氏名(漢字)(カナ)		加入期間		中断期間	
	〇〇〇	×××	(カナ)	(漢字)	2003/11/1	～	2016/11/30	(13年1ヶ月)
①退職金額(A+B)	1,824,147円	(1,524,410円	(B. 退職金収入 (△表示は、退職手当調整金)			
			849,816円)		②本人掛金累計額 (うち変更前合計額)			
					299,737円			
					(
					支給合計額(遺族)①+②			
					(
					支給合計額①+②			
					(
					3,348,557円			
					(
					2,148,866円			

「加入期間」・・・平成15年10月31日に被共済職員であった者は、新制度移行日から算定します。(平成15年11月1日から退職日まで)

「A 契約者掛金累計額(資産取崩額)」

「(うち変更前合計額)」・・・旧制度での掛金累計額 (旧制度での加入日から平成15年10月31日までの掛金累計額)

「B 退職金収入」・・・「①退職金額」が「A契約者掛金累計額」よりも多い場合に、退職金収入として受け入れる金額となります。

△表示の場合は「契約者掛金累計額」より「退職金額」が少ない場合で、退職給付引当資産・退職給付引当金の取り崩しに係る調整金の額となります。

「① 退職金額(A+B)」・・・課税対象額(支給合計額から「②本人掛金累計額」を控除した額)となります。

「②本人掛金累計額」・・・被共済職員として、加入期間中に納付した負担金の合計額(契約者掛金累計額と同額です。)

「支給合計額①+②」・・・退職前12ヶ月間の平均本俸月額に、加入期間に応じた退職給付金支給率を乗じた額。

平成15年10月31日に被共済職員であった者については、上記の額と(うち変更前合計額)の合計額

加入期間の算定は、いずれも新制度での加入期間となります。

「(うち変更前合計額)」・・・新制度移行時に確定した「変更時持分」に対して新制度での加入期間に応じた乗率で算出した額。支給合計額の中に含まれています。

* 「変更時持分」・・・平成15年10月31日現在で退職した場合において支給される改正前の制度での退職給付金のうち、退職手当と被共済職員拠出金元利合計相当額を確定し、その合計額を変更時持分としています。

高知県社会福祉協議会ホームページのご案内

高知県社会福祉協議会のホームページから様式をダウンロード（Excel 形式）し、普通紙に印刷して提出が可能です。

アドレス <http://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

トップページの下記をクリックして進んでください。

県社協ホームページには退職手当共済事業の情報や退職金計算シミュレーション等を掲載していますので、お気軽にご利用ください。

- 1 検索エンジンで「高知県社会福祉協議会」と検索
（または、右の URL を直接入力 <http://www.kochiken-shakyo.or.jp/>）
- 2 下のトップページが開くので、「民間退職手当共済事業」の文字をクリック



- 3 民間退職手当共済事業のページを開いたら、上部にある「届出様式」をクリック

